

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

JULY 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年7月の銀行法、証券法、その他法律に関する主要なアップデートについて取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

- 1 銀行法(Banking laws)
 - 1.1 Reserve Bank of India's (**RBI**) notification on non-bank payment system operators (**PSOs**).
- 2 証券法(Securities laws):
 - 2.1 International Financial Services Centres Authority (**IFSCA**) circular on angel funds under IFSCA (Fund Management) Regulations, 2022
 - 2.2 Amendments to SEBI regulations for listing of social enterprises on social stock exchanges
 - 2.3 Securities Exchange Board of India (**SEBI**) consultation paper on extending applicability of the SEBI (Prohibition of Insider Trading) Regulations, 2015 (**PIT Regulations**) to units of mutual funds.
- 3 その他法律(Other laws)
 - 3.1 Amendment to the Foreign Contribution (Regulation) Rules, 2011.

1. 銀行法(BANKING LAWS)

2022年7月の銀行法関連の主なアップデートは、次の通りです。

- 1.1. **RBI notification on non-bank PSOs**
 - 1.1.1. 2022年7月4日、RBIは、ノンバンク PSO が買収や支配権の取得を行う場合、その結果 PSO の経営陣が変わるかどうかに関わらず、RBI の事前承認を得ることを義務付ける旨の通達を出しました。承認は、提案された取締役および新株主の詳細と共に、決済システム局(Department of Payment & Settlement Systems)に申請することで取得できます。
 - 1.1.2. ノンバンク PSO は、決済業務を行うことを許可されていない事業者が決済業務を売却または譲渡する場合、RBI から事前に承認を受ける必要があります。
 - 1.1.3. RBI から承認を受けた後は、変更までの 15 日間は公告を実施する必要があります。

1.1.4. ノンバンク PSO の経営陣が交代した場合、もしくは同様の活動を行うことが認められている事業者に決済活動を売却・譲渡した場合は、RBI への 15 日以内の通知のみが必要となり、変更に関する事前承認は必要ありません。

1.1.5. Please click [here](#) to read the notification.

2. 証券法(SECURITIES LAWS)

2022 年 7 月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1. IFSCA circular on angel funds under IFSCA (Fund Management) Regulations, 2022

2.1.1. 2022 年 4 月、国際金融サービスセンター(IFSC)にて活動を行うファンド管理事業者を規制する趣旨で、2022 年 IFSCA(ファンド管理)規則が通達されました。IFSCA は、2022 年 7 月 1 日付の通達(**IFSCA 通達**)上で、ファンド管理規則の下におけるエンジェルファンド規制のための特定の枠組みを発表しました。

2.1.2. IFSCA 通達は、ファンド管理規則に基づき登録または認可されたファンド管理事業者によって立ち上げられたエンジェルファンドに適用されます。通達では、エンジェルファンドおよびエンジェルスキームを、エンジェル投資家から資金を調達するベンチャーキャピタルスキームのサブカテゴリーとして定義しています。主な内容は以下の通りです。

- (a) **Permitted Investments(許可されている投資):** ファンド管理規則に基づいて設立されたエンジェルファンドは、アーリーステージのベンチャーキャピタル事業やその他の規制されたエンジェルスキーム、またはインドやその他諸外国の管轄下で設立された IFSC ファンドに投資を行うことができます。アーリーステージのベンチャーキャピタル事業は、製品、プロセス、サービス革新、開発、改良に取り組む法人として定義され、エンジェルファンドによる投資日から 10 年以内に設立され、年間売上高が 2,000 万ドルを超えないことが条件です。また、売上高が 5,000 万ドルを超える企業グループに支援されていないことも必要です。ただし、エンジェルファンドは、ファンド管理会社の関連会社やエンジェルファンドの投資家と関係のあるアーリーステージのベンチャーキャピタル事業への投資を行うことはできません。
- (b) **Ring-fencing of investments(投資の囲い込み):** エンジェルファンド/スキームが行う各投資は、特定の投資への貢献を希望する投資家の承認を得なければならず、他のすべての投資から隔離されなければなりません。

- (c) **Filing of placement memorandum(募集要領の提出):**エンジェルスキームは、グリーンチャンネルの下でファンドマネジメントエンティティによって立ち上げられ、IFSCA に募集要項を提出した時点で投資受付を開始されます。
- (d) **Minimum corpus(最低額):** エンジェルスキームの最低額は 100 万ドル、エンジェル投資家の最低投資額は 4 万ドルとなっており、5 年に渡り投資が行われる必要があります。
- (e) **Investment restrictions(投資制限):**エンジェル投資家が参画できる投資案件は最大で 200 件です。エンジェルファンドは、1 つのアーリーステージのベンチャーキャピタル事業に対して 150 万ドルまでしか投資できず、1 年間のロックイン期間があります。なお、保有株式の希薄化防止のため、その後の資金調達では 150 万ドルを超えて投資することが可能です。
- (f) **Skin-in the game(スキン・イン・ザ・ゲーム):** エンジェルスキームのファンド管理会社は、エンジェルスキームが行う各投資において、投資額の 2.5%以上もしくは 2 万ドルのいずれか少ない金額を投資する必要があります。

2.1.3. Please click [here](#) to read the IFSCA Circular.

2.2. Amendments to SEBI regulations for listing of social enterprises on social stock exchanges

2.2.1. SEBI は、2022 年 7 月 25 日付で、SEBI(Issue of Capital and Disclosure Requirements)規則 2018(**ICDR 規則**)、SEBI(Listing Obligations and Disclosure Requirements)規則 2015(**LODR 規則**)、および SEBI(Alternative Investment Funds)規則 2012(**AIF 規則**)を改正する旨の通達を発出しました。これらの改正は、2021 年 5 月 6 日付の SEBI コンサルテーションペーパーに基づく形で、インドに社会的証券取引所を設立することを提案するために導入されたものです。

2.2.2. 2022 年 7 月 15 日、今回の改正により、ゼロクーポン商品が 1956 年証券契約(規制)法の「証券」という用語の範囲に含まれ、社会的証券取引所に登録することが可能となりました。ICDR 規則、LODR 規則、AIF 規則における主な改正点は、以下の通りです。

(a) Amendments to the ICDR Regulations(ICDR 規則の改正)

- (i) ICDR 規則の改正により、「社会的企業」という用語は、ICDR 規則 292E(2)(a)に記載された社会的活動に従事し、中央政府や州政府の開発優先順位に従って、十分なサービスを受けていない、または恵まれていないセグメントやパフォーマンスの低い地域に奉仕する「非営利組織」や「営利目的の社会的企業」と定義されました。

なお、該当企業は、ICDR 規則の規則 292E(2)(c)に規定された財務的適格性基準についても満たす必要があります。

- (ii) 通達では、「非営利組織」とは、1882 年インド信託法または関連州の公益信託法に基づいて登録された慈善信託、1860 年社会団体登録法に基づいて登録された慈善団体、2013 年会社法第 8 条に基づいて登録された会社で、「社会的企業」の資格基準を満たすものと定義されています。また、「営利目的の社会的企業」とは、営利目的で運営され、「社会的企業」の資格基準を満たす会社または団体(第 8 項を除く)と定義されています。
 - (iii) 改正により、非営利組織は、機関投資家や非機関投資家に対してゼロクーポン商品の発行により資金調達を実施する否かに関わらず、社会的証券取引所への登録が可能となりました。また、営利目的の社会的企業は、社会的企業として証券取引所に登録し、メインボードやその他セグメントでの株式発行を通じて、資金調達を継続することができます。
 - (iv) 改正において、ゼロクーポン商品の発行条件、公募・私募の手続き、資金調達書類に盛り込むべき内容も規定されています。
 - (v) Please click [here](#) to read the amendment notification to the ICDR Regulations.
- (b) **Amendments to the LODR Regulations(LODR 規則の改正)**
- (i) LODR 規則が改正され、社会的証券取引所に登録された社会的企業に対するコンプライアンス要件が規定されました。
 - (ii) 営利目的の社会企業は、証券が登録されている証券取引所のセグメントで定められた開示要件を遵守しなければならず、社会的証券取引所に証券が登録されている非営利組織については、会計年度末から 60 日以内に社会的証券取引所に年次開示を行わなければなりません。なお、非営利組織が開示する必要のあるその他の具体的な事項を規定する権限が SEBI に与えられています。
 - (iii) 社会的企業は、重要性の判断に関する方針を策定し、社会的証券取引所への開示のために重要性についての判断を行う主管理職を任命しなければならない、とされています。

- (iv) 社会的企業は、その社会的影響に関する開示が義務付けられており、非営利団体は、調達した資金の活用に関する詳細についての四半期毎の提供が義務付けられています。
 - (v) Please click [here](#) to read the amendment notification to the LODR Regulations.
- (c) **Amendments to the AIF Regulations(AIF 規則の改正)**
- (i) AIF 規則が改正され、「ソーシャル・ベンチャー・ファンド」は「ソーシャル・インパクト・ファンド」に名称変更がなされました。ソーシャル・インパクト・ファンドは、主にソーシャル・ベンチャー、ユニット、パートナーシップ、または社会的企業に投資するものとされます。「ソーシャル・ユニット」は、出資に対する金銭的リターンは受けず、ソーシャル・リターンや利益のみを受け取ることに合意した投資家に対して発行することができます。ソーシャル・インパクト・ファンドは、カテゴリーI AIF のサブカテゴリーに分類されます。
 - (ii) ソーシャル・インパクト・ファンドの最低投資金額が 5,000 万ルピーに引き下げられる一方で、非営利組織の証券にのみ投資する同ソーシャル・インパクト・ファンド投資家の最低投資金額は 20 万ルピーに制限されます。また、ソーシャル・インパクト・ファンドの投資条件に関するその他の緩和についても規定されています。
 - (iii) Please click [here](#) to read the amendment notification to the AIF Regulations.

2.3. SEBI consultation paper on extending applicability of the PIT Regulations to units of mutual funds

- 2.3.1. 2022年7月8日、SEBIは、コンサルテーションペーパーにて、個人情報保護規則の適用範囲を投資信託ユニットまで拡大することを提案しました。コンサルテーションペーパーは、有価証券の未発表価格センシティブ情報(UPSI)を保有している間の取引に関する規制調和を図るため、PIT規制の修正が提案されています。
- 2.3.2. コンサルテーションペーパーは、投資信託ユニットの純資産価値に重大な影響を与える、あるいは投資主の利益に重大な影響を与える可能性のあるユニットに関する UPSI を保有する可能性のある個人を規制するものです。UPSI を保有する可能性の高い特定された指定人物については、追加の遵守義務を規定することも提案されています。
- 2.3.3. 提案されている主な変更点は、以下の通りです。

- (a) 投資信託のユニットを有価証券の定義から除外するため、「投資信託のユニットを除く」という文言を有価証券の定義から削除することが提案されています。
- (b) 「取引」の定義を拡大し、有価証券の「償還」「交換」行為を含めることが提案されています。
- (c) 投資信託のユニットに関する UPSI の伝達、UPSI を保有するインサイダーによる取引を規制し、関連する指定人物に関する遵守義務を規定するための新たな章の導入が提案されています。
- (d) 新章における「関係者」には、投資信託、投資信託の資産運用会社(AMCs)および受託者と関連する者であって、関連行為の前 2 ヶ月の間に USPI へのアクセスを許可された者が含まれます。
- (e) インサイダーによる他者への UPSI の共有は、合法的な目的のための伝達、またはインサイダーの機能および法的義務の遂行と遂行を除いて、一般的に制限されています。投資信託の AMCs の取締役会は、UPSI を共有するための「正当な目的」を決定するためのポリシーの作成が義務付けられています。
- (f) インサイダーが UPSI を所有している際の取引には一般的な制限が設けられており、そのような取引は UPSI を知ることによって動機づけられたと推定されます。また、同様の UPSI を持つインサイダー間の市場外取引や、法定義務に基づく取引、システム投資計画(SIP)のようなシステム計画に基づく取引など、UPSI を保有している状態下での取引に対するいくつかの抗弁が規定されています。
- (g) AMCs の取締役会または各投資信託の受託者は、指定の人物とその近親者、または指定の人物が取引を決定する人物による、自身の投資信託のユニットの取引を規制、監視、報告するための行動規範の策定が要求されます。行動規範には、最低限の基準として、知る必要のある情報の取り扱い、投資信託の投資口の取引についての指定者の事前承認、指定者が UPSI にアクセスすることが予想される場合の取引窓口の閉鎖、指定者による定期的な情報開示、等が含まれます。

2.3.4. Please click [here](#) to read the consultation paper.

3. その他法律(OTHER LAWS)

3.1. Amendment to the Foreign Contribution (Regulation) Rules, 2011

- 3.1.1. 内務省は、2022年7月1日、2011年外国貢献(規制)規則を改正し、外国貢献の受領者が遵守すべきコンプライアンス要件に関して一定の緩和を実施する旨の通達を発出しました。

- 3.1.2. 改正により、内務省は、個人が中央政府に報告することなく 1 会計年度に受け取ることができる金額の基準を 10 万ルピーから 100 万ルピーに引き上げました。また、改正前は 30 日であった、基準額を超える外国からの寄付金の受領に関する情報提供の期間について、受領から 3 ヶ月以内に提出すればよい、とされました。
- 3.1.3. 外国からの寄付金を利用するための新たな銀行口座の開設に関する情報の中央政府への提供期限に関しても、15 日間から 45 日間に緩和されています。その他、企業が受け取った外国からの寄付金の詳細の四半期毎のウェブサイトへの掲載というコンプライアンス要件が削除されています。
- 3.1.4. Please click [here](#) to read the amendment.

Authors: Souvik Ganguly, Akhil Ramesh, Yogesh Chhajer, Aman Bagaria, Tanuj Modi, Paridhi Rastogi, Karan Vin, and Shrishti Mishra

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in